

下関市地域クラブ活動運営要項

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、中学校の学校部活動を地域に展開する取組（以下「本取組」という。）に関し、「持続可能で多様なスポーツ及び文化芸術活動の環境」を地域全体が受け皿となって確保するとともに、生徒が希望する活動に継続して参加できる体制を整備するために必要な事項を定めることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、学校、地域、関係団体その他多様な主体と協働し、本取組の推進に必要な制度整備、支援及び調整を行うものとする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部をいう。
- (2) 地域クラブ活動 中学校等の部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、下関認定地域クラブが行うスポーツ及び文化芸術活動等をいう。
- (3) 下関認定地域クラブ 第6条から第8条までの規定に基づき登録された団体（以下「登録団体」という。）のうち、第11条の規定に基づき、認定を受けた団体をいう。
- (4) SDCLUB 下関認定地域クラブが行う地域クラブ活動の総称をいう。
- (5) 登録指導者 第21条から第24条までの規定に基づき登録された指導者をいう。
- (6) SD CLUB 参加会員 第27条及び第28条の規定に基づき入会登録された者をいう。
- (7) SD CLUB 参加会費 第35条の規定に基づき SD CLUB 参加会員が負担する会費をいう。
- (8) 個別会費 第38条の規定に基づき下関認定地域クラブが個別に設定する会費をいう。
- (9) 活動支援金 下関認定地域クラブの安定的な運営及び活動の充実を図るため SD CLUB 参加会費を原資として下関認定地域クラブに交付される支援金をいう。

(10) 運営団体 第1条に規定する体制整備を推進するために設立された団体をいう。

(活動期間)

第4条 SD CLUB は、令和9年4月1日から活動を開始し、同日から令和12年3月31日までを第1期活動期間とする。

(対象者)

第5条 SD CLUB は、市内在住の中学生又は市内の中学校等に在籍する生徒（以下単に「生徒」という。）を対象とする。ただし、従前から前記の対象者以外の者が参加している登録団体が下関認定地域クラブとなることを妨げない。

第2章 団体制度

(団体登録の申請)

第6条 下関認定地域クラブの認定を受けようとする団体の登録申請は、所定のWeb ページに必要な項目を入力することにより行われるものとする。

(登録基準)

第7条 登録の申請を行おうとする団体は、次の各号に掲げる全ての基準を満たすことを誓約するものとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加でき、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与すること。
- (2) 市教育委員会が定める下関市学校部活動の在り方に関する方針に沿った適切な活動時間や休養日を設定した上で、月1回以上の地域クラブ活動を行うこと。
- (3) 内容が社会通念上、適切である規約、会則等を作成すること又は作成されていること。
- (4) 活動場所のスペース、活動備品の数、対応できる指導者数等の事情により人数を制限しなければならない場合、種目等の性格上、性別を制限しなければならない場合等を除き、参加を希望する生徒の選抜等を行わず、広く受け入れること。
- (5) 適切な団体運営及び指導体制を確保すること。
- (6) 学校、保護者等との連携を適切に行うこと。
- (7) 活動中に発生した事故、負傷、トラブル等については、当該団体の責任において適切に対応すること。

(登録)

第8条 市は、第6条の規定により申請を行った団体が前条に規定する基準を満たすと認めたときは、当該団体を登録団体として登録し、その旨を通知するものとする。

2 市は、第6条の規定により申請を行った団体を登録団体として登録しないと決定したときは、その理由を付して当該申請を行った団体に通知するものとする。

(規約、会則等)

第9条 前条の規定により登録された登録団体のうち、第7条第3号に規定する規約、会則等を作成していない団体は、下関認定地域クラブとしての認定を受けるまでに、規約、会則等を作成し、市に提出するものとする。これを変更したときも同様とする。

(登録団体の地位)

第10条 登録団体は、下関認定地域クラブとして認定を受けるまでの間、必要な支援を受けることができる。

2 登録団体の登録期間は、登録団体として登録された日から起算して、第4条に規定する第1期活動期間の満了日となる令和12年3月31日までとする。

3 登録団体が、次期活動期間（前項の満了日の翌日から3年を経過する日までの期間）への登録の更新を希望する場合は、当該活動期間満了日の3月前から1月前までの間に、更新の申請を行うものとし、その後の期間も同様とする。

(認定)

第11条 次の各号に掲げる要件を全て満たす登録団体は、下関認定地域クラブの認定を受けることができる。

(1) 登録指導者を1名以上配置していること。

(2) 所属する登録指導者のうち成人の代表指導者を1名選出していること。

(3) 第5条に規定する対象者（同条ただし書の対象者以外の者を除く。）3名以上の参加が見込まれること。

(4) 市内の活動場所が確保されていること。ただし、市内に活動可能な場所や必要な設備がない場合については、市外を活動場所とすることができる。

(5) 必要な安全対策を講じていること。

2 下関認定地域クラブが、前項各号（第1号及び第3号を除く。）に規定する要件のいずれかを欠いた場合は、当該年度の認定は取り消されるものとする。ただし、所定の手続きを経て、再び認定要件を満たした場合は、再度、認定を受けることができる。

3 下関認定地域クラブが、第1号に規定する要件を欠いた場合は、認定を取り消し、登録団体から抹消する。

4 下関認定地域クラブが、第1項第3号に規定する要件を欠いた場合であつ

ても、1名以上のSD CLUB参加会員が所属している場合は、認定を継続するものとするが、所属するSD CLUB参加会員がいなくなった場合は、認定を取り消すものとする。この場合において、当該年度内に3名以上のSD CLUB参加会員が再び所属することとなったときは、再度、認定するものとする。

(活動計画書)

第12条 前条の規定により、下関認定地域クラブとしての認定を受けた団体は、速やかに活動計画書を市に提出しなければならない。

(認定の有効期間)

第13条 下関認定地域クラブとしての認定の有効期間は、認定の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、令和8年度に認定を受けた下関認定地域クラブの有効期間は令和9年度末とする。

- 2 下関認定地域クラブの認定の更新の判定は、毎年3月1日に行い、認定の更新の可否について、登録団体及び下関認定地域クラブに通知するものとする。
- 3 登録団体が、認定の更新の判定日以降に認定要件を満たした場合は、その時点で下関認定地域クラブとする。

(変更の届出)

第14条 登録団体は、第6条の規定により行った団体の登録申請の内容に変更があったときは、速やかに市に届け出るものとする。

(活動計画の変更)

第15条 下関認定地域クラブは、第12条に規定する活動計画書の内容に変更があった場合は、所定の様式により、市に届け出るものとする。

(休止)

第16条 下関認定地域クラブは、やむを得ない事情により一定期間活動を休止する場合には、所定の様式により、市に届出を行わなければならない。

- 2 前項の休止の効力は、市が当該届出を受理した日の属する月の末日をもって生じるものとする。

(脱退)

第17条 下関認定地域クラブがSD CLUBを脱退しようとする場合は、所定の様式により、市に届出を行わなければならない。

- 2 前項の脱退の効力は、市が当該届出を受理した日の属する月の末日をもって生じるものとする。

(休止と脱退の区分)

第18条 第16条に規定する休止とは下関認定地域クラブの活動団体資格を保持したまま一時的に活動を休止することをいい、前条に規定する脱退とは下関認定地域クラブの活動団体資格を喪失することをいう。

(認定の取消し)

第19条 市は、下関認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 認定要件を欠くに至ったとき。
- (3) 重大な事故又は不適切な運営があったとき。
- (4) この要項に違反したとき。
- (5) その他認定を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により下関認定地域クラブの認定の取消しを行う場合においては、あらかじめ当該下関認定地域クラブに弁明の機会を与えるものとする。

(登録の抹消)

第20条 市は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を抹消することができる。

- (1) 解散したとき。
- (2) 自ら登録辞退の申出をしたとき。
- (3) 前条第1項各号に準ずる事由があるとき。

第3章 指導者制度

(登録指導者の要件)

第21条 登録指導者となろうとする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、それを宣誓するものとする。

- (1) 暴力、ハラスメントその他不適切な行為を行わない者であること。
- (2) 過去に、暴言、暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者でないこと。
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (4) 反社会的勢力と関係を有しない者であること。

(指導者研修)

第22条 市は、登録指導者となろうとする者に対し指導者研修を実施する。

2 指導者研修は、次に掲げる内容を基本として実施する。

- (1) 制度の目的及び趣旨
- (2) 生徒への適切な指導方法
- (3) 倫理、服務規律及びハラスメント防止
- (4) 安全管理、事故防止及び緊急時対応
- (5) 保護者及び学校との連携

3 市は、前2項の指導者研修を受講した者について、その受講内容の理解度を

測定する試験により合否判定を行い、当該受講者に通知するものとする。

(登録申請)

第23条 前条第3項の規定により、試験の合格の通知を受けた者は、所定のWeb ページに必要項目を入力し、登録指導者の登録の申請を行うものとする。この場合において、登録指導者は、所属する下関認定地域クラブを一つ選定するが、複数の下関認定地域クラブで指導者として活動することは妨げない。

(登録の決定)

第24条 市は、前条の申請について審査し、当該申請した者に対し、適当と認めるときは登録指導者として登録し、その旨を通知するものとし、登録しないときとはその理由を付して通知するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第25条 登録指導者の登録の有効期間は、登録の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、1月1日から3月31日までに登録された者の有効期間は、翌年度の末日までとする。

2 令和8年度中に登録された者の登録の効力は、令和9年4月1日から生じるものとする。

3 登録指導者が登録の更新を希望するときは、登録の有効期間満了日の3月前から1月前までの間に、所定の方法により更新申請を行うものとする。

4 更新に当たっては、更新を希望する者に対して第22条に規定する指導者研修を実施する。

(登録の取消し)

第26条 市は、登録指導者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 重大な法令違反があったとき。

(3) 第21条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(4) 指導者として著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定により登録指導者の登録の取消しを行う場合においては、あらかじめ当該登録指導者に弁明の機会を与えるものとする。

第4章 会員制度

(参加対象者)

第27条 SD CLUBに参加できる者は、原則として、第5条に規定する対象者とする。

2 前項に規定する者以外の者が各下関認定地域クラブへ参加することを妨げ

ない。ただし、この要項において、前項に規定する者以外の参加者は、SD CLUB 参加会員として取り扱わない。

(入会手続)

第28条 SD CLUB に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、所定の Web ページに必要事項を入力し、申請（以下「エントリー」という。）するものとする。

2 市は、前項の規定によるエントリーがあったときは、参加希望者にアカウントを付与するものとする。

3 参加希望者が SD CLUB に参加する場合は、所定の Web ページにログイン後、登録団体又は下関認定地域クラブ一覧から参加したい登録団体又は下関認定地域クラブを選択し、必要項目を入力し申込みを行うものとする。

4 市は、前項の規定による申込みがあった場合は、必要項目を満たしているか審査し、その審査結果を当該参加希望者に通知し、SD CLUB 参加会員として登録するものとする。

5 前項の通知を受けた SD CLUB 参加会員は、所定のアプリケーションをダウンロードし、アカウントの設定及び SD CLUB 参加会費の決済情報を入力することにより、手続が完了したものとする。

(休会)

第29条 SD CLUB 参加会員は、やむを得ない事情により一定期間 SD CLUB へ参加できないときは、市に休会を届け出るものとする。

2 休会の効力は、届出を受理した日の属する月の末日に生じるものとする。

(休会の会費の取扱い)

第30条 休会した SD CLUB 参加会員については、前条第2項の効力が生じた日の属する月の翌月分以後の SD CLUB 参加会費の納入を要しない。

2 既に納入した当月分の会費は、原則として返還しない。

(活動の再開)

第31条 休会中の SD CLUB 参加会員が活動を再開しようとするときは、所定の様式により市に再開を届け出るものとする。

2 SD CLUB 参加会費の納入は、再開届を受理した日の属する月から行うものとする。

(退会)

第32条 SD CLUB 参加会員が退会しようとするときは、所定の様式により市に退会を届け出るものとする。

2 退会の効力は、届出を受理した日の属する月の末日に生じるものとする。

(退会時の会費の取扱い)

第33条 退会した会員については、前条第2項の効力が生じた日の属する月

の翌月分以後の SD CLUB 参加会費の納入を要しない。

2 既に納入した当月分の会費は、原則として返還しない。

(休会と退会の区分)

第 3 4 条 第 2 9 条に規定する休会とは会員資格を保持したまま一時的に活動を停止することをいい、第 3 2 条に規定する退会とは会員資格を喪失することをいう。

第 5 章 会費等

(SD CLUB 参加会費)

第 3 5 条 SD CLUB 参加会員の会費は、参加する 1 クラブ当たり月額 2, 2 0 0 円を上限とする。

(SD CLUB 参加会費の納入時期等)

第 3 6 条 SD CLUB 参加会員は、SD CLUB 参加会費を、毎月 1 日を基準日として当月分を運営団体に納入する。

2 前項の基準日後に入会し、当月から活動を開始する会員については、翌月に 2 か月分を合わせて納入するものとする。

(SD CLUB 参加会費の額の見直し)

第 3 7 条 第 4 条に規定する第 1 期活動期間中は、SD CLUB 参加会費の額を変更しないものとする。

(個別会費)

第 3 8 条 下関認定地域クラブが、地域クラブ活動に必要な実費等に充当するため、規約、会則等に基づき個別に会費を設定し、徴収することは妨げない。

(傷害保険)

第 3 9 条 SD CLUB 参加会員及び登録指導者は、市が指定する公益財団法人スポーツ安全協会が運営するスポーツ安全保険に加入するものとする。

(保険料の納入等)

第 4 0 条 SD CLUB 参加会員に係る保険料は、各年度の初回 SD CLUB 参加会費の納入に合わせて納入する。

2 SD CLUB 参加会員が複数の下関認定地域クラブへ参加する場合であっても、保険料は、年度につき 1 回のみの納入とする。

(納入方法及び未納時の取扱い)

第 4 1 条 SD CLUB 参加会費及び保険料の納入は、第 2 8 条第 5 項に規定する決済情報に基づき行うものとする。

2 納入期限までに SD CLUB 参加会費及び保険料の納入が確認できない場合は、期間を定めて再納付を求めるものとする。

- 3 既に納付された SD CLUB 参加会費及び保険料は、法令又はこの要項に別段の定めがある場合を除き、返還しないものとする。ただし、SD CLUB 参加会員が参加している下関認定地域クラブの責めに帰すべき事由により活動が実施できない場合その他特別な事情がある場合には、別に定める基準により、全部又は一部を返還することができる。
- 4 保険料の取り扱いについては、公益財団法人スポーツ安全協会が定める基準に準拠するものとする。

第6章 活動支援金

(活動支援金の目的)

第42条 納入された SD CLUB 参加会費は、地域クラブ活動の維持及び発展に資するため、下関認定地域クラブの活動支援金に充てるものとする。

(配分方法)

第43条 各下関認定地域クラブの活動支援金は、次に掲げる算定方法を基準とする。

- (1) 均等割額 下関認定地域クラブごとに月額7,500円に活動月数を乗じて得た額
- (2) 人数割額 納入された SD CLUB 参加会費から前号に規定する均等割額を控除した額を、所属する SD CLUB 参加会員数に応じて算定した額

(人数割額の算定)

第44条 前条第2号に規定する人数割額は、毎月1日における各下関認定地域クラブに所属する SD CLUB 参加会員数に基づき算定する。

- 2 SD CLUB 参加会員が複数の下関認定地域クラブへ所属する場合は、それぞれの下関認定地域クラブの SD CLUB 参加会員数として算定する。

(活動支援金の交付)

第45条 活動支援金の交付は、原則として奇数月とする。

- 2 年度途中で認定し、休止し、又は脱退した下関認定地域クラブについては、活動月数、SD CLUB 参加会員数その他の事情に基づき、交付額を決定することができる。

(使途及び報告)

第46条 下関認定地域クラブは、活動支援金を地域クラブ活動の運営及び活動に必要な経費に充てるものとする。

- 2 下関認定地域クラブは、毎年度活動実績及び活動支援金に係る事業収支を作成し、運営団体に報告するものとする。

(交付停止及び返還)

第47条 下関認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、活動支援金の全部又は一部について、当該下関認定地域クラブに対して交付停止又は既に交付された活動支援金の返還を求めるものとする。

- (1) 活動実態が認められないとき。
- (2) 虚偽報告又は不適切な会計処理があったとき。
- (3) この要項その他関係法令に違反したとき。
- (4) その他交付を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により下関認定地域クラブに対して活動支援金の交付停止を行い、又は返還を求める場合は、あらかじめ当該下関認定地域クラブに弁明の機会を与えるものとする。

第7章 活動場所

(基本方針)

第48条 市は、下関認定地域クラブに対し、これまで学校部活動において休日に利用していた、市立中学校等の施設及び市の所有する公共施設に関する情報を提供するものとする。

2 下関認定地域クラブが地域クラブ活動の活動場所として利用しようとする施設の利用予約は、下関認定地域クラブが自ら行うものとする。

(学校施設の利用)

第49条 下関認定地域クラブが、市立中学校及び小学校の施設を利用する場合は、市が実施する学校体育施設開放事業において導入している学校開放システムを活用するものとする。

2 学校施設の利用予約及び利用希望が重複した場合の取り扱いは、市が別に定める学校開放システムの運用ルールに従い、実施するものとする。

3 下関認定地域クラブの利用は、学校開放システム上において、一般利用者とは異なる独自の区分により管理するものとする。

(学校備品の利用)

第50条 下関認定地域クラブが、市立中学校等の備品を利用する場合は、市が別に定める方法により、各市立中学校等が指定する期限までに申請するものとする。

2 下関認定地域クラブが故意又は重大な過失により備品を損傷し、又は滅失したときは、市は、必要な負担を当該下関認定地域クラブに求めることができる。

(公共施設の利用及び減免)

第51条 下関認定地域クラブが市の所有する公共施設を利用する場合は、市が別に定める割合により使用料の減免を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、冷暖房費、備品使用料その他実費相当分として別に定められた費用については、減免の対象とせず、下関認定地域クラブが負担するものとする。

3 公共施設の利用手続、利用条件その他必要な事項は、当該施設の条例、規則その他定めるところによる。

第8章 公的支援制度

(支援制度の趣旨)

第52条 市は、生徒の居住地域又は家庭の経済的事情により、地域クラブ活動への参加機会に差が生じることのないよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(移動困難者支援)

第53条 市は、「下関市立小・中学校児童生徒遠距離通学援助費」の交付対象者で、かつ、参加する下関認定地域クラブの主たる活動場所までの距離が片道6キロメートル以上の生徒を対象として、移動に必要な費用の支援を行うものとする。

2 支援の対象となる経費は、SD CLUB 参加会費相当額とし、支援の額、支援の方法、支援の時期等については、別に定める。

(経済的困窮世帯支援)

第54条 市は、生活保護若しくは就学援助の認定のある世帯又は社会的養護の施設等に入所する者で、SD CLUB 参加会員と生計を共にする保護者又は養護する者を対象として、支援を行うものとする。

2 支援の対象となる経費は、SD CLUB 参加会費相当額及び傷害保険の保険料相当額とし、当該支援の額、支援の方法、支援の時期等については、別に定める。

第9章 主催プログラム

(目的)

第55条 地域クラブ活動の地域的又は種目的な偏在を補完し、生徒に多様な活動機会を提供することを目的として、必要に応じて主催プログラムを実施する。

(実施形態)

第56条 主催プログラムは、体験型、短期型、複数種目型その他生徒が参加し

やすい形態により実施するものとする。

(参加手続)

第57条 主催プログラムに参加しようとする者（以下この条において「参加者」という。）は、SD CLUB 参加会員の参加手続を行う際に、第28条第3項に規定するクラブ選択においては、「主催プログラム」を選択するものとする。

2 主催プログラムを選択した参加者は、別に定める参加料を、第36条及び第41条の規定に準拠し、別途納入する。

3 参加者の保険料の取扱いは、第40条及び第41条の規定に準拠するものとし、当該年度において第39条に規定する傷害保険に加入済みである場合は重複徴収しないものとし、未加入である場合は前項の参加料に加えて、当該保険の年間掛金を徴収する。

第10章 管理運営等

(相談窓口)

第58条 市は、SD CLUB に関する相談、意見、苦情その他の問合せに対応するため、相談窓口を設置するものとする。

2 相談窓口は、電話、電子メール及び ICT サービスにより受け付けるものとし、その受付時間は、土日曜日、祝祭日及び年末年始を除く平日の9時から18時までとする。

3 市は、相談窓口で行った相談内容、対応経過及び対応結果について、適切に記録し、対応した年度を含む5年度間保存しなければならない。

(業務の委託)

第59条 市は、本取組を円滑かつ継続的に実施するため、部活動地域展開に係る管理運営業務を運営団体へ委託する。

(細則)

第60条 この要項に定めるもののほか、本取組の実施に関し必要な事項は、市が別に定めるものとする。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。